

令和5年度（2023年度）就学援助制度のお知らせ（早期1）

大阪市では、お子さまが大阪市立の小・中・義務教育学校にお通いで、経済的に困られている家庭の保護者の方に、学校教材費や給食費などを援助する「就学援助制度」を設けています。

この「お知らせ」で案内している「早期1」申請で認定された方には「入学準備補助金」を入学前に支給する予定です。

1 援助を受けられる方

申請理由		備考
①	市民税が非課税の方	所得割額・均等割額ともに0円の方
②	固定資産税を減免された方	理由が火災、地震等の災害によるもの
③	個人事業税を減免された方	令和4年度に減免された方が対象
④	国民年金保険料を減免された方	保護者全員が国民年金保険料を減免されていること
⑤	国民健康保険料を減免または徴収猶予された方	保護者全員が国民健康保険料を減免・猶予されていること
⑥	児童扶養手当の支給を受けている方	児童手当、特別児童扶養手当とは異なる
⑦	生活福祉資金の貸付決定を受けた方	令和4年4月1日以降に決定を受けた方が対象
⑧	雇用保険被保険者手帳を有する日雇労働者の方	手帳を有する方以外の保護者に収入がある場合は除く
⑨	火災、風水害、震災、その他の災害にあった方	令和4年度に自宅が災害にあった方が対象
⑩	生活保護を停止または廃止された方	世帯状況の変更や指示違反による停止・廃止者は除く
⑪	生活保護を受けている方	

⑫	①～⑪の理由には該当しないが、経済的に困っており所得基準額以下の方 ※「早期1」では申し込みません。申請理由⑫での申請は、令和5年1月以降に改めて「お知らせ」を配付します。
---	---

(注1)	国立・私立の小・中学校、府立咲くやこの花中学校・水都国際中学校を受験される方や支援学校に入学する方、3月末までに市外へ転居される方など、大阪市立以外の学校に入学する可能性がある方は、今回の「早期1」では申請できません。 ※支給後に大阪市立の学校に入学しなかった場合、入学準備補助金は返していただきます。
(注2)	生活保護から入学準備金、母子生活支援施設入所による入進学支度金など同趣旨の給付を受けられる場合、就学援助費の入学準備補助金は支給できません。

2 申込方法

※申請後に大阪市立の学校に入学しないこととなった場合は、速やかに申請書を提出した学校に申し出てください。

提出書類	就学援助申請書兼世帯状況票、証明書類（2ページ 4 申請に必要な証明書類 参照）、振込先の預金通帳やキャッシュカード等のコピー（必ず申請者名義のもの） ※ 令和4年度に6年生で就学援助認定を受けた方も、中学校新1年生・義務教育学校新7年生での申請が必要です。
提出場所	小学校・義務教育学校 新1年生：通学区の小学校 ※ ただし、転居等で通学区外の学校に通うことが決まっている場合はその学校 中学校 新1年生、義務教育学校 新7年生：在学中の小学校、義務教育学校 ※ 申請書等にはたいへん重要な情報が含まれています。保護者の方が持参又は学校への送付をお願いします。
提出時期	令和4年12月1日（木）～ 令和4年12月23日（金）
結果通知	令和5年2月末予定 ※ 教育委員会から申請書に記入された住所に郵送します。

3 申請時期

申請区分	申請期限	申請理由	審査結果の通知時期	申請できる学年
早期1 （書類審査）	令和4年 12月23日（金） まで	①～⑪	2月末日 予定	新1年生 新7年生 のみ※
早期2 （書類審査）	令和5年3月13日（月）まで	①～⑪	5月末日予定	全学年
一般1 （税情報利用）	令和5年5月12日（金）まで	①・⑫	8月末日予定	全学年
一般2 （書類審査）	令和5年6月30日（金）まで	①～⑫	8月末日予定	全学年
随時	令和5年7月1日以降随時	①～⑫	受理後30日以内	全学年

今回はこちらのご案内です。
※4月に新1年生・新7年生と同じ学校に通うきょうだいがおられる場合は、きょうだいも同時に申請できます。（ただし、きょうだいは「早期2」の取扱いとなります。きょうだいの審査結果の通知は5月末予定です。）

「早期2」以降の申請区分については、令和5年1月以降に改めて「お知らせ」を配付します。
「一般1」以降は①～⑪の申請理由以外にも所得基準による審査を行います。
（注）「随時」は認定日が申請日以降になり、入学準備補助金は支給されません。

4 申請に必要な証明書類

- いくつかの申請理由がある場合は、どれか1つの申請理由が確認できる証明書類を添付してください。
- 状況に応じ、記載している証明書類以外の提出を求める場合があります。

申 請 理 由		証 明 書 類
①	市民税が非課税の方 ※生計を一にする世帯全員が所得割額・均等割額ともに0円である場合に対象となります。	いずれか ○市民税・府民税証明書（原本） ○市民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）（コピー） ※令和4年度分を提出してください。 ※証明書類については、申請書裏面に詳しく記載しています。
②	固定資産税を減免された方 ※新築住宅減税は対象外です。	○固定資産税・都市計画税（土地・家屋）税額変更通知（コピー）及び減免理由を確認できる書類（コピー）※令和4年度分を提出してください。
③	個人事業税を減免された方	○個人事業税減免決定通知書（コピー） ※令和4年度分を提出してください。
④	国民年金保険料を減免された方 ※保護者全員が減免されている場合に対象となります。 （保護者全員分の書類が必要です。）	いずれか ○国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書（コピー） ○国民年金保険料学生納付特例申請承認通知書（コピー） ○（上記のいずれもないとき）年金事務所が発行する証明書（原本） ※申請日現在減免を受けていることを証明する、保護者全員分の書類を提出してください。
⑤	国民健康保険料を減免または徴収猶予された方 ※保護者全員が減免・徴収猶予されている場合にのみ対象となります。	○国民健康保険料（変更）決定通知書（コピー） ※令和4年度分の通知書全体をコピーしたものがが必要です。
⑥	児童扶養手当の支給を受けている方 ※「児童手当」「特別児童扶養手当」とは違います。ご注意ください。	いずれか ○児童扶養手当証書（名前・住所が確認できるページのコピー） ○児童扶養手当認定通知書（コピー） ※申請日現在支給を受けていることを証明する書類が必要です。 ○（上記のいずれもないとき）児童扶養手当受給証明願（原本） ※令和4年12月の支給額が記載されている証明書を提出してください。
⑦	生活福祉資金の貸付決定を受けた方	○生活福祉資金貸付決定通知書（コピー） ※令和4年4月1日以降に貸付決定を受けたことを証明する書類を提出してください。
⑧	「雇用保険被保険者手帳」を有する日雇労働者の方	○雇用保険被保険者手帳（公共職業安定所長印が押されているページのコピー） ○手帳を有する方以外の保護者の令和3年中の所得がわかる書類（令和4年度 市民税・府民税証明書など）
⑨	火災、風水害、震災、その他の災害にあった方	○火災・・・・・・・・・・り災証明（消防署発行）（原本） ○風水害、震災、その他・・罹災証明（区役所発行）（原本） ※令和4年4月1日以降に災害にあったことを証明する書類を提出してください。 ※自宅が災害にあわれた場合に限りです。
⑩	生活保護を停止または廃止された方 ※世帯状況の変更や指示違反による場合は対象外です。	○生活保護停止・廃止決定通知書（コピー） ※令和4年4月1日以降に停止または廃止されたこと及びその理由を証明する書類を提出してください。
⑪	生活保護を受けている方	証明書類の提出は不要です。

ひとり親家庭の確認

➤ 申請理由①・④・⑤・⑧については、申請者がひとり親の場合は、申請者に配偶者がいないことを確認するための証明書類を提出してください。

事 由	証 明 書 類 （コピーでも可）
ひとり親家庭医療証を交付されている	ひとり親家庭医療証
申請理由①の場合、ひとり親（寡婦）控除を受けている	市民税・府民税証明書等（ひとり親（寡婦）控除が確認できる書類）
令和4年1月1日以降に配偶者が死亡	住民票除票、死亡者が記載された戸籍 など
令和4年1月1日以降に離婚が成立	離婚届受理証明書、申請者の戸籍（※） など
離婚調停中等である	調停申立書 など 注）証明内容の日付が申請日以前2年以上経過している場合は、別途書類の提出をお願いする場合があります。
遺族年金を受給中である	直近の年金振込通知書
その他	申請者の戸籍（※）、領事館等発行の独身を証明する書類 など

※ 戸籍の場合は、申請者が申請日時時点でひとり親であることが確認できるよう、申請者本人の「個人事項証明（抄本）」又は「全部事項証明（謄本）」（3ヶ月以内に発行されたもの）を提出してください。（お子さまの戸籍、離婚日の記載は不要です。）

4月に新1年生、義務教育学校新7年生と同じ学校に通う
きょうだいがおられる場合、きょうだいも記入できます。
(ただし、きょう代いは「早期2」申請の取扱いとなり、
審査結果の通知は5月末予定です。)

「申請書」記入例

令和5年4月に入学、進級する学校名を記入
してください。
※大阪市立の学校に限ります。
※学校選択制等を希望されており、提出日時点
では入学する学校が決まっていな場合は、
通学区の学校名を記入してください。

令和5年度(2023年度)就学援助申請書兼世帯状況票

新1年生用
新7年生用

新入生(大阪市立小・中学校・義務教育学校へ入学予定、義務教育学校新7年生に進級予定)す
申請期間は、令和4年12月1日(木)～令和4年12月23日(金)です。

大阪市教育委員会へ 次のとおり就学援助を申請します。

4月に 入学する学校	大阪市立 中之島	小 中学校 義務教育学校	令和4年 12 月 16 日
新入生 名前 小学校・中学校・ 義務教育学校	大阪 花子	学校処理欄 (口座確認)	5330-0005 電話(1234-5678)
新1年生		現住所 大阪市 北 区	
新7年生		中之島 1-3-20	
		大阪 大輔	

学校に提出する日付を
記入してください。

この住所に審査結果通知書を
郵送します。
正確(マンション等の場合は
部屋番号まで)に記入して
ください。

新1年生、新7年生の就学援助費にかかる口座への支払い分については、次の預金口座に口座振替されるように依頼します。
申請書と同一名義の口座のみ利用できます。

金融機関名	支店名	預金種目	口座番号
中之島	中之島	普通	0123456
口座名義	名前	銀行コード	支店コード
大阪 大輔			

連絡のつきやすい電話番号を
記入してください。
※ お尋ねしたいことがある
場合のみ電話させていた
できます。

4月に新1年生、新7年生と同じ学校の
きょうだい用 4月に新1年生が入学(新7年生が進級)する学校と同じ学校にきょうだいがおられる場合に記入してください。
※きょうだい分の就学援助申請は「早期2」として取り扱い、結果の通知は5月末予定です。

新2 学年	大阪 三郎	支給方法	きょうだい分の支給方法について、 どれかに☑をつけてください。
新 学年		☒ 徴収金届出口座を利用する。(保護者名義の場合のみ可)	
新 学年		☐ 就学援助届出口座を利用する。	
新 学年		☐ 現金払いを希望する。	

認定後、この口座に就学援助
費(入学準備補助金)を振り
込みます。
申請書(裏面)の記入例をご
覧のうえ、必ず申請者名の口
座を記入してください。(ご
家族名義のものは不可。)
※振込先のわかる預金通帳や、
キャッシュカードのコピーを
添付してください。

次の申請理由①～⑪のうち該当するものに「☑」をつけ、証明書類をあわせて提出してください。(申請理由⑩については、証明書類の提出は不要です)

☐ ① 市民税が非課税である。	☐ ⑥ 児童扶養手当の支給を受けている。
☐ ② 固定資産税を減免された。	☐ ⑦ 生活福祉資金の貸付の決定を受けた。
☐ ③ 個人事業税を減免された。	☐ ⑧ 雇用保険被保険者手帳を有する日雇労働者である。
☐ ④ 国民年金保険料を減免された。	☐ ⑨ 火災、風水害、震災、その他の災害にあった。
☐ ⑤ 国民健康保険料を減免又は徴収猶予された。	☐ ⑩ 生活保護を停止又は廃止された。
	☐ ⑪ 生活保護を受けている。

新1年生、新7年生以外のきょうだいの
就学援助費の支給方法を選んでください。
※「徴収金届出口座」とは、学校徴収金の
振替(引落)のために設定されている口
座です。(保護者名義の場合にのみ、就
学援助費を支給するための口座として利
用できます。)

※「就学援助届出口座」とは、「徴収金届
出口座」とは異なる口座へ就学援助費を
支給するために登録する口座です。新規
で登録する場合や、既に登録している口
座を変更する場合は「口座振替申出書」
の提出が必要です。

《世帯状況(生計を一にする者全員)》 申請理由にかかわらず、必ず記入してください。

世帯人数	申請者からみた 続柄	生 年 月 日	大阪市立のきょう だいの学校名・新学年
1	申請者 (保護者)	金・平 明・西 暦 54・ 1 ・ 10	
2	妻	金・平 明・西 暦 55・ 5 ・ 4	
3	子	金・平 昭・大 明・西 暦 14・ 7 ・ 21	
4	子	金・平 昭・大 明・西 暦 20・ 6 ・ 8	北中学校 新3年生
5	子	金・平 昭・大 明・西 暦 27・ 7 ・ 21	中之島小学校 新2年生
6	子	金・平 昭・大 明・西 暦 29・ 2 ・ 5	中之島小学校 新1年生

委任状及び同意書

上の「新入生」「きょうだい」欄に
記入された方も含めて記入してください。

代理人としての委任状を
校外活動費、

大阪 大輔

記名もれに
注意してください。

「生計を一にする」とは、次のいずれかに該当されている場合の方です。
○配偶者(事実婚を含みます) ○税法上の控除対象扶養親族 ○健康保険被扶養者
○同居している(明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合は除きます)

◎申請者が児童生徒の父母以外の場合について

申請書(裏面)の＜特別な事情＞欄に、児童生徒の監護を行っている理由を記入し、監護を行っていることを証明する
書類(児童生徒の健康保険証(コピー)など)を提出してください。

